

遺贈と死因贈与

法定相続外の財産分与

被相続人の死亡により相続が開始し、被相続人の指定がない限り全ての相続財産は法定相続分にしたがって相続人に相続されますが、生前に処置しておくことにより法定相続分と異なる割合で相続させたり、相続人以外の者に相続財産を分け与えたりすることもできます。被相続人が、生前に相続財産の分け方を指定する方法には遺贈と死因贈与とがあります。

遺贈は遺言により相続財産を受遺者に無償で譲与するものであり、死因贈与は契約により贈与者の死亡を条件として相続財産を受贈者に無償で譲与するものです。遺贈は遺言者が死亡するまでの間、遺言者がいつでも一方的に撤回や変更をすることが可能ですが、死因贈与は受贈者との契約ですから贈与者が一方的に撤回や変更をすることはできません。両者は、相続財産の無償譲与という経済的作用は共通していることから、死因贈与には性質に反しない限り民法の遺贈に関する規定が準用されます（民法 554 条）。

遺言者（贈与者）より受遺者（受贈者）が先に死亡した場合に、遺贈については遺言者の死亡以前に受遺者が死亡したときはその効力を生じないとする規定がありますが（同 994 条①）、死因贈与には明文の規定がなく、死因贈与に 994 条①の準用があるかが問題となります。死因贈与が契約である以上一方的に撤回することはできないこと、契約成立の時点で受贈者には目的物を取得できるという期待権が生じていることなどから考えると準用は否定され、受贈者の相続人は受贈者の地位を相続することになります。他方、相続財産の無償譲与という経済的作用が共通している点に着目すれば準用は肯定され、受贈者の地位は相続されないことになります。

この問題については、下級審の裁判例でも見解が分かれており、最高裁の判断は未だ示されていませんが、死因贈与者の相続人と受贈者の相続人との間で紛争の種となりうるものですから、受贈者が死因贈与者よりも先に死亡した場合に受贈者の相続人に死因贈与するかどうかを死因贈与契約の時に明確にしておくのがよいでしょう。

遺贈の場合、民法 994 条①の規定がありますが、遺言者の死亡以前に受遺者が死亡したときは受遺者の相続人に贈与するとの意思を遺言書に明示しておくことで、受遺者の相続人に財産を分与することができます。

死因贈与？
遺贈？

